

**令和3年5月**  
**丸亀市農業委員会定例総会**  
**議事録**

**令和3年5月20日開会**

**丸亀市農業委員会**

## 令和3年 5月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年5月20日(木) 午前9時50分～午前11時5分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- |          |          |           |           |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁  | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 高吉 和博 | 13. 谷本 公紀 |           |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 14. 登倉 賢仁 |           |

欠席委員 2人

農業委員 2人

- |          |  |
|----------|--|
| 6. 葛原 忠嗣 |  |
| 12. 平池 收 |  |

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

## 農業委員会事務局出席者

事務局長 小西 裕幸  
事務局次長 大西 良明  
主 査 岩崎 正英  
副主幹 造田 忠彦  
副主幹 江淵 貴彦  
副主任 山根 大雅

## その他の出席者

農林水産課 課 長 横井 隆浩  
農林水産課 担当長 栗岡 宏樹

## 議事日程

### 農政に関する議題

1. 令和2年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び3年度の活動計画について

2. 令和4年度農地等利用の最適化の推進に関する意見について

### 報 告

1. 定例農家相談会の開催結果について

### 土地に関する議題

議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第30号 農用地利用集積計画の決定について

議案第31号 非農地証明願について

議案第32号 許可後の事業計画変更申請について

議案第33号 許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

### 報 告

報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

報告第12号 許可申請の取下願について

## 令和3年5月丸亀市農業委員会定例総会議事録 午前9時50分 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。総会を始める前に、先ほど私が農地情報管理システムフェーズⅡと言いました。それについて、説明いたします。農地台帳というのは、この人が、どういう農地を持っているか、農地の地番とか面積とか、利用方法とかを一覧にしている台帳であります。今はパソコンで管理していて、そちらの台帳ですが、昨年の4月から、国からの指導もありまして、全国的に使われているフェーズⅡというシステムに変わっています。本日お配りしている議案書等も、こちらのシステムを使って作っています。これまでと大きく何が変わったかと言いますと、私どもは議案を作ったり台帳整備をしたりするのですが、一般の方も全国農地ナビというホームページがありまして、そちらの方から見られますと、農地の所有者は出ませんが、地番とか面積とか、貸し借りがあるとかを確認することができます。家に帰って、インターネットで全国農地ナビを見ていただき、香川県丸亀市とか選んでいただきましたら、自分の所有している農地も見ることができるようになっています。そういう様にシステムが新しく変わったということの報告でありました。

それでは引き継ぎ、令和3年5月の定例総会を開催いたします。本日お配りしている資料について説明いたします。①総会の次第（裏面に、前回の定例農家相談開催結果と次回の予定）です。②「令和3年度全国農業委員会会長大会の開催（ウェブ）について」という文書を配布しています。こちらの全国農業委員会会長大会は、先ほどの経過報告でもありました通り、昨年度はコロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となっていて、本年度につきましても、全国から会長が集まってという形でなくて、ウェブ開催という形で行うということになっています。5月25日13時30分からインターネットで配信をするのと、その後の6月1日から動画配信をすることになっています。ぜひ、ご覧になってください。それでは、恒例の活動記録簿をお出してください。本日の総会出席も忘れずに、お隣と確認しながら、記載をお願いいたします。最後になります。携帯電話は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。それでは、ただ今から5月定例総会を開会いたします。会長、よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 令和3年度通常総会に引き続きまして、5月定例総会を開催いたします。本日の出席委員は14人で、過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、9番久米委員と、10番の松岡正雄委員をお願いいたします。

す。

農政に関する議題に入ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 農政に関する議題といたしまして、議題1「令和2年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び3年度の活動計画について」、議題2「令和4年度農地等利用

の最適化の推進に関する意見について」、議題3その他です。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題1「令和2年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び3年度の活動計画」について、事務局から説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。事前に送付しています資料「令和2年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び3年度の活動計画について」をご覧ください。座って説明いたします。通常総会資料の中で、令和2年度の状況について説明いたしましたので、その部分と重複する部分があります。したがって、簡単に説明いたします。I「農業委員会の状況」といたしまして、「農業の概要」、耕地面積と、こちらは、農林業センサス、作付面積統計について、統計に基づいた数字です。丸亀市では、耕地面積が2,727ヘクタールと統計上出ています。また、農家数等は資料の通りです。「認定農業者」32経営体、基本構想の水準到達者25経営体、認定新規就農者11経営体、農業参入法人が11経営体、集落営農組織が30団体です。2ページ以降は、2年度の結果ですので、ご確認いただけますようお願いいたします。続きまして、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画」をご覧ください。同じく農家、農地等の概要につきましては、農林業センサス、作付面積統計に基づいた数字です。令和2年度版とほぼ同じ数値となっています。4月1日現在、認定農業者数は137経営体で5経営体増となっています。基本構想水準到達者は15経営体、認定新規就農者は12経営体、農業参入法人が13法人、集落営農組織が33団体となっています。続いて2ページをお開きください。

II「担い手への農地の利用集積・集約化」です。

令和2年3月までの集積面積、こちらの集積面積とは、認定農業者等担い手と呼ばれる方々へ集積された面積です。801ヘクタール集積されて、集積率では29.6%になっています。丸亀市におきましては、4割の集積を目標とするということで、指針の中に盛り込んでいます。それに向けて活動して参るということです。令和3年度の目標を、昨年度末の集積面積の801ヘクタールに目標の100ヘクタールを足して901ヘクタールにしました。こちらの目標を達成するために、活動計画として、農地パトロールを実施し、利用意向状況調査の実施結果を踏まえ、農地機構等を活用し、担い手への集約を進めていく、遊休化を未然に防止するためにも、各委員に農地利用状況や農家の意向把握に努めていただきたいと思います。

III「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」ということで、現状及び課題を載せています。平成30年度は参入者が2経営体、令和元年度には2経営体、そして令和2年度が6経営体と、着実に新規参入が増えています。今後の課題といたしまして、就農意欲の喚起、就農後の定着を図るための営農技術の習得、農地や資金、所得向上のための情報提供などの支援が必要と考えます。令和3年度の目標につきましては、市長部局であります農林水産課と協議の上、新規参入目標を2経営体、参入目標面積1.0ヘクタールで計画い

たしました。活動計画といたしまして、県農業改良普及センター、JA等関係機関と連携して、国、県、市の補助制度を活用して、新規就農者の支援を図って参ります。また、毎月開催されます丸亀市地域農業再生協議会担い手部会で、集積して、関係機関相互の支援策を検討することにしていきます。

次に、IV「遊休農地の運営に関する措置」です。現状としまして、管内の農地面積におきましては、2,728ヘクタールで、そのうち遊休農地が27ヘクタールあります。これが、再生可能なA分類の面積で、1.0%となっています。課題として、毎年10ヘクタール前後の遊休農地の解消を目標に活動していますが、狹隘かつ不整形な形状から生産効率が低く、複雑な水利慣行など、貸借が進まない農地も多いということです。それに対して、2「令和3年度の目標及び計画」です。遊休農地の解消面積は、目標をこれまでの実績から、3ヘクタールとしています。なお、令和2年度につきましては、6.3ヘクタール解消となっています。これは毎年農地パトロールにより、農地の現状を把握し、農地機構の紹介、担い手への引き継ぎなどにより、遊休農地の発生防止や再生によるものと考えます。しかし、高齢化や担い手不足は進んでおり、今後もさらなる活動が必要と考えます。3年度につきましては、新委員に5月、島しょ部から農地の状況調査を行っていただきます。その結果を集約して、利用意向調査の実施により、農地機構の紹介や管理指導、それから農家相談などにより、遊休農地の発生防止と、農地の再生に努める計画といたしました。違反転用につきましては、農地法の転用制度を知らずに行っている場合も多いので、該当者に説明し、早期の無断転用の解消を図りたいと考えます。最後に、活動計画として、農地パトロールを始め、農地の情報収集に努めていただき、また、市広報や農業委員会だよりにより、農地の制度の周知・啓発に努めるとともに、農業委員会の活動についても知っていただきます。そして、今後地域で計画されていく「人・農地プラン」の話し合いに積極的に参加し、農地管理等の問題解消に努めることを目標といたしました。以上が「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画」です。ご審議よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 議題1「令和2年度丸亀市農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び3年度の活動計画」は、異議の無いものとし、市のホームページで公開いたします。

次に、議題2「令和4年度農地等利用の最適化の推進に関する意見」について、事務局より説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼いたします。それでは「令和4年度農地等の最適化推進に関する改善意見」について、ご説明いたします。事前に、送付しております、5枚クリップ止めをしています資料を、お手元にご用意ください。よろしいでしょうか。毎年、この時期に、農業会議から改善意見の集約依頼がある

ものですが、初めての委員もいらっしゃるので、簡単にご説明いたします。この「意見の提出」につきましては、農業委員会に関する法律第38条に、農業委員会は、農地利用最適化推進業務を効率的かつ効果的に進めるために、関係行政機関に対して、施策の改善について具体的な意見を提出しなければならないとなっております。この関係行政機関というのは県と市に対してです。「しなければならない」ということですので、いわゆる法令業務になっています。まず表の、案内文のところ、下記というところをご覧ください。1

提出用紙 別紙様式の通りであります。まず2枚目を、ご覧ください。県に対する「改善意見」提出のための整理の仕方、考え方ということで書かれています。その真ん中あたりに、整備にあたっての考え方（例）というところで、①から⑥まで項目がありますが、特に③担い手への農地利用集積・集約化対策について、④遊休農地の発生防止・解消対策、⑤新規参入の促進対策について、やはり、これらが農業の現場での中心的な課題ではないかと思われまますので、委員さんが日常の業務推進の中で直面した問題・課題、農業の現場の状況を洗い出し、その上で具体的な提案内容を考えていただけたらと思います。また、地元の農家との話し合いの中で出た要望などを意見として取りまとめていただけたらと思います。もちろん、これ以外のことも結構ですので、例えば⑥その他のところに鳥獣害、米の政策、食農教育に関することなどを改善してほしいこと、また推進を強化すべきことなど多々あると思いますので、多様な意見を提出いただくよう、よろしく願いいたします。次のページに、これが提出用紙の様式例となっています。書き方の要領を入れていますので、参考にしてください。続いて、4枚目、5枚目以降が別紙様式として提出していただく用紙になります。2枚ほどつけていますが、要望が2つ以上ある場合は、要望理由・要望内容の欄に複数記入していただいても結構です。それでは、この1枚目に戻っていただいて、下記2提出期日ですが、6月18日金曜日といたします。6月総会の時に提出してください。また、期日までに、農業委員会事務局、綾歌・飯山各市民総合センターに提出いただいても結構です。続いて4その他です。(1) 最低1件は、記載してください。(2) 昨年度、農業会議が県に提出した意見とその回答を、今回、同封していますので、それをまた参考にしてください。ただし、非常に読みづらい文章になっておりまして、役人言葉といえますか、それも参考にさせていただいたらと思います。4月総会で、昨年度、市に提出した改善意見の回答を報告いたしました。そちらの方が参考になると思います。4月総会の資料に付けていますので、市に対する改善意見の方も参考にご覧いただけたらと思います。(3) いただいたご意見は、事務局で集約・整理し、提出意見は役員会に諮り、決定いたします。農業会議提出後、7月総会で報告をいたします。というのは、県に対する意見は、農業会議への提出期限が7月15日となっていますので、総会で意見交換して審議することができませんので、スケジュール的な都合もあり、今年度につきましては、このような形をとりたいと思います。ご了承下さい。また、農業会議では各市町から提示された意見等を、7月の常設審議委員会に諮り、8月下旬に県知事あてに提出す

る予定となっています。なお、市に対する提出意見につきましては、9月か10月の総会で審議、決定し、市長等に提出したいと考えています。あと、いただいたご意見すべてを提出することができませんのでご了承ください。また、提出した意見がすべて改善施策に結びつくというわけでもありませんが、関係行政機関の来年度の予算に反映するように提案して参りたいと思いますので、よろしくお願ひします。あと、推進委員には、今月もコロナウイルスの影響で、午後の連絡会が開催できませんので、十分な説明ができませんが、今回の議案送付時に依頼文書を同封し、意見の提出をお願いしていますので、お知らせします。説明は以上です。

●会長（松岡繁君） 説明が終わりました。この件について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、提出期限までに意見の提出をお願いいたします。県へ提出する意見書の内容については、提出していただいた意見から、抽出作成し、役員会で決定して、次回の総会で報告します。

次に議題3その他はありますか。

●事務局長（小西裕幸君） 「人・農地プラン」の実質化までの作業要領について、農林水産課から説明をいただきたいと思ひます。

●農林水産課（横井隆浩君） 農林水産課横井です。先ほど会長からも、作業について、ご挨拶等にもありました。そのことについて、簡単に作業について説明いたします。先月の定例総会におきまして、皆様方からご意見がありました。「人・農地プラン」の策定にあたっては、農業委員会において実施されたアンケートの結果の集計表また地図等を活用し、新型コロナウイルスの感染予防に十分配慮した開催方法を検討し、地域の実情を反映したプランの策定に努めて参りたいと申し上げたところです。「人・農地プラン」の実質化の作業要領につきましては、農林水産省から、まず、1アンケートの実施、続いて2地図化による現地の把握、3地域の話し合い、そして4検討会を行い、公表というような複数のステップとしてまとめられています。まず1アンケートの実施につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員皆様のご尽力によりまして、有効な情報が集まっています。2地図化につきましても、アンケートの結果を基に作成をすることができています。3地域の話し合い及び4検討会は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴いまして、実施が困難な状態となっています。全国的な新型コロナウイルス感染拡大の第四波の影響化にありまして、県内の新規感染者が2桁となる日が続いていまして、市が農家や関係者を参集して、会議等開催することは現時点では不可能な状態です。また一方で、「実質化を要件とします各種補助事業、優遇措置等を利用する農業者が不利益を被ることは避けなければならない。」ということで、農林水産省が示す「新型コロナウイルス感染症影響下に

おける「人・農地プラン」の実質化の推進について」という作業要領になっています。非対面での作業を進め、6月末までにプラン策定を目指すことにいたしました。非対面での作業というのを簡単に申し上げますと、地域での話し合いの代替といたしまして、中心経営体、農地の担い手となります認定農業者に、プラン案を郵送し、意見を求めます。また同時に、検討会としても、県の普及センター、JA等の関係者で構成されます、丸亀市「人・農地プラン」検討会に意見を求めます。合わせて、農業委員及び農地利用最適化推進委員にも、「人・農地プラン」を郵送します。すみません。資料を用意していません。口頭での説明になっています。よろしくお願いいたします。現在、農業水産課では、市内を10地域に分けたプラン案と地図作成までを進めています。来週にも、中心経営体となります認定農業者、県の普及センター、JA、そして皆様方農業委員、農地利用最適化推進委員などに、このプランを郵送し、書面での意見を伺う予定です。このたびのプランは、公表によって実質化が完結するものではなく、新たに、基盤整備等で、国の補助金を活用することになった場合、また、中心経営体が新たに加わった場合、または辞めた場合、そして、それぞれの地域で農業についてのプランを見直したいという声がありましたら、農業委員会と協力して支援をしていきます。非対面での「人・農地プラン」の実質化について、ご理解、ご協力をお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

●農業委員（宮武雅毅君） どこに送るのですか。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 書類の送付は、中心経営体である、農地の受け手となる認定農業者、それに含まれますが、認定新規就農者、集落営農、農事組合法人、農業委員、農地利用最適化推進委員です。それと、丸亀市に設置しています「人・農地プラン」検討会会員であります県の普及センターと、農協、香川女性農業者の代表の方をお願いしていますので、その方に発送いたします。

●農業委員（宮武雅毅君） いつまでに。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 時期は、まだ決定はしていませんが、6月初旬までに、意見書を回収したいと思います。発送は来週に予定しています。

●農業委員（宮武雅毅君） 発送の前に、農業委員会にこういう書類を送ると相談する必要があると思います。どうですか。認定農業者や農業者等に送る前に、農業委員会に相談してほしいということです。送ってしまった後で、問題が発覚しても困ります。できれば、相談をしてほしいのです。よろしくお願いいたします。発送時期も、分からないのは困ります。例えば、6月末とか6月15日とか、はっきりしてほしい。コロナウイルス感染防止もありますので、難しいとは思いますが、よろしくお願いいたします。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 補足として、いつまでに公表しなければ、不利益が出るかという話ですが、6月末までには公表しなければならないと、県にも言われています。その辺も加味しながら、ご相談いただ

きたいと思います。よろしくお願いいいたします。

●会長（松岡繁君） さっき聞き落としたのだけど、地図は、もうできているか。

●農林水産課（栗岡宏樹君） 今、お手元の方にちょっと見本としてお持ちしています。そんなに、大きなサイズで印刷したものではないので、見にくいと思います、地図の作業も、初めてのことでしたので、必要最低限どこまでできるかっていうのを普及センターや農業会議に聞きながら作りました。農地所有者に関して、年齢70歳より上か下かってことでピンクと黄緑に色塗りしました。後継者がいるか、いないかで、後継者がまだ決まってない、「人・農地プラン」で重要な農地については、黒のチェックが入っています。認定農業者に集約されている農地で、色塗りがされてない農地がありまして、それが認定農業者なのか農事組合法人なのかは確認できていません。概ね、それ以外の担い手、貸借がされてない農地については色が塗られています。

●会長（松岡繁君） 図面についても、農業委員会事務局へ提出してください。それから、各委員さんへも、自分が調査した結果がどうなるとるかというのは見てみたいので、各委員へ提出してください。それから今ちょっと触れられましたけど、調査したときに、法人は調査していません。ですから、法人が耕作している農地がわかる地図もほしいです。コロナウイルスもありますが、土地改良とか補助金が出ないので、地域の農業をこれからどうしていくか、多くの農家と座談会なんかを行っていくことが大切だと思います。農林水産課が進めようとしている「人・農地プラン」は、いろいろ制約ある中でのプランであって、コロナウイルスが収束した段階で改めて、全体地域へ根付いたプラン策定のための取り組みをお願いしたい。その際には、農業委員会にも事前協議をお願いしたい。他にありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 地図を作るための、農業委員会情報公開システムですが、名前は何ですか。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。フェーズⅡです。事務局で入力するシステムで、一般ユーザーは見ることはできません。

●会長（松岡繁君） 質問がある方は、後で事務局に聞いてください。いずれにしても、自分が一生懸命調査した結果がどうかを見たいと思います。いろいろ協議をしながら、農林水産課だけでなく、いろんな各方面関係機関を巻き込んで、取り組んでいく必要があると思います。

他にありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） それでは報告連絡事項に移ります。報告1「定例農家相談会の開催結果を報告してください。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。前回の農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センタ

一開催分は4月27日火曜日、谷本委員で、市役所本庁開催分が、5月6日木曜日、宮武副会長で、綾歌市民総合センター開催分は5月10日月曜日、松岡正雄委員で、それぞれ9時から11時まで行い、綾歌市民総合センター開催時に1件の相談がありました。綾歌市民総合センター開催時の相談内容は、農地の贈与についてでした。現在、農地を1反持ち、1反5畝ほど借入れしています。そして、今回、1反4畝の田の贈与を受けたいが可能かとの相談でありました。本人は、これまで田で稲と野菜を作付けしており、農業機械も所有し、農業経験もあります。下限面積についても、自作地と借入地、そして贈与を受ける農地を足しますと、丸亀市の下限面積要件の3反を超えます。贈与は可能と返事をして、3条申請を提出していただくことになるので、その書き方について説明しました。次回の農家相談の開催予定について、お知らせします。飯山市民総合センター開催分は5月27日木曜日、登倉委員、市役所本庁開催分は6月7日月曜日、尾野委員、綾歌市民総合センター開催分は、6月10日木曜日、松岡会長の担当で、それぞれ9時から11時までとなっています。「農家相談の手引き」をお持ちの上、ご出席ください。

●会長（松岡繁君） ただ今の報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） その他の報告事項ありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） 農林水産課から、5月1日現在の認定農業者等名簿をいただきました。今回、議案と一緒に送付しています。認定農業者が142経営体です。農地利用の紹介などの参考にしてください。なお、この名簿は、住所、氏名等の個人情報が入っていますので、取り扱いには注意をお願いいたします。以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告について、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、以上で報告は終わりました。

続いて農地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（小西裕幸君） 土地に関する議題として、

議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、

議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、

議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、

議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」、

議案第31号「非農地証明願について」、

議案第32号「許可後の事業計画変更申請について」、

議案第33号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」、  
報告といたしまして、

報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、

報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、

報告第12号「許可申請の取下願について」です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） それでは議題27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に  
します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 失礼します。それでは、議案の1ページをご覧ください。位置図と一緒にご  
審議よろしく申し上げます。議案第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案  
件は5件です。

1番、新田町・・・面積1,213.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、労働力不足により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲  
受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、綾歌町岡田東・・・合計面積5,975.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、売買による所  
有権移転を行うものです。申請地で水稻、オリーブなどを作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町栗熊西・・・合計面積330.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により、売買による所有権  
移転を行うものです。申請地で野菜を作付する計画が提出されています。

2ページにかけてですが、

4番、飯山町西坂元・・・合計面積7,563.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ、贈与による所  
有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

5番、飯山町川原・・・合計面積1,957.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、高齢化により経営規模縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人  
へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

以上5件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地  
の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供され

る農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また、農作業に従事すると見込まれる日数について、同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びに第7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより、全て満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない、又は適用されないため、許可相当と考えています。ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

一つ私から質問させてもらいたいと思うのですが、2番の・・・さんの農地を・・・さんが経営規模拡大のために、有償で譲り渡すということで、オリーブを主として栽培すると、今お聞きしました。ここは私の家から比較的近いので、よく知っていますが、圃場整備をした綺麗な水田で、今の認定農業者の方が、借りて、野菜づくりをしています。本当に水田にオリーブを植えて、管理するのか。あと、畦草から、そのオリーブを植えたその周辺なんかが、管理不十分で、雑草がいっぱい繁茂して、周辺が迷惑するのじゃないかと、心配しています。その辺は、大丈夫なのでしょう。

●副主幹（造田忠彦君） 綾歌市民総合センターの造田と申します。譲受人から、一部荒廃している部分があるので、オリーブを栽培するという事です。今後も綾歌市民総合センターが状況を確認するので、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） オリーブをこれほど植えて、あと販売経路なんかはどうなつたのでしょうか。ただ鑑賞用に作っただけじゃなくて、販売せないかんと思うんですが、その辺はどうなっております。

●副主幹（造田忠彦君） 業者に出荷というふうに計画書にも記載されています。

●会長（松岡繁君） はい、わかりました。あときちっと周辺に迷惑かからないように、十分事務局の方で見てください。他にありませんか。

（「なしと呼ぶ者あり」）

●会長（松岡繁君） ないようですので、議案第27号「農地法第3条第1項許可申請」1番から5番までの各案件を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第27号「農地法第3条許可申請」5件は原案の通り、許可することに決定しました。

次に、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは3ページをお開きください。議案第28号「農地法第4条第1項の

規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、津森町・・・面積51.00㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和46年頃、農地を造成し、農道の拡幅用地として現在まで利用してきました。今回当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請書によって、無断転用の解消を図り、引き続き進入路として利用するものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

2番、柞原町・・・合計面積853.06㎡【議案読み上げ】

この申請地は、昭和55年頃、隣接する宅地に住宅を建築した際に、駐車場、倉庫を合わせて建築し、宅地と一体利用してきました。今回当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査をしていただき、問題ないものと確認しています。また、転用理由、農地区分により位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を全て満たすものであることから、問題ないものと考えております。ご審議、よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から2番の各案件を許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」2件は、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することにいたします。

次に、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて4ページをお開きください。議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は17件です。

1番、今津町・・・面積485.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるのと考えます。

2番、津森町・・・合計面積7,432.45㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲21区画の造成整備を図るものです。申請地は、第1種低層住居専用地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

5ページをお開きください。

3番、金倉町・・・合計面積1,457.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、診療所1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、金倉町・・・合計面積1,457.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃貸借権の権利設定を行い、薬局1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5番、柞原町・・・面積429.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、柞原町・・・面積630.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、分家住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6ページをお開きください。

7番、柞原町・・・合計面積371.52㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、川西町南・・・面積539.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地住宅2棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、原田町・・・面積230.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7ページにかけてですが、

10番、飯野町西分・・・合計面積694.19㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、従業員用駐車場の造成整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の設定理由により転用できるものと考えます。

11番、天満町一丁目・・・面積819.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲3区画の造成及び、事務所1棟、展示用住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、準住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

12番、土器町西七丁目・・・面積80.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

13番、土器町西七丁目・・・面積80.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、12番で説明した建築予定の住宅の進入路の造成整備を図るものです。申請地は、第1種住居地域の指定がされ、第3種農地に区分されます。

8ページをお開きください。

14番、綾歌町岡田西・・・面積623.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

15番、綾歌町岡田西・・・合計面積285.48㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、作業用倉庫1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考え

ます。

16番、綾歌町栗熊東・・・合計面積465.66㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の設定理由により転用できるものと考えます。

17番、飯山町東坂元・・・面積495.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地で第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上、17件、申請があった案件につきましては、地区の委員に現地調査を行っていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を全て満たすものであることから、問題ないものと考えています。ご審議、よろしくお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、採決をいたします。議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」について、整理番号1番から17番までの各案件を許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」17件は、許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。

続きまして、議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 9ページをご覧ください。議案第30号「農用地利用集積計画の決定について」です。9ページから59ページにかけて記載しています。これは、「農業経営基盤強化促進法」による農用地利用集積計画を行うものですが、農業委員会の決定を受けて、市が公告することで貸し借りの効力が発生するというものです。

申請件数は合わせて、92件、筆数242筆、面積250,458.62㎡です。詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項等の要件をすべて満たしているものであり、問題はないものと考えます。以上、ご審議をお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。この件についてご質問等はありませんか。

●農業委員（大口年昭君） 「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」と「農地中間管理事業法第19条の2（農用地利用集積計画一括方式）」の違いは何ですか。それと、農用地利用集積計画の表の中で、「新規」か「継続」か、を表示できませんか。

●主査（岩崎正英君） 1点目です。基盤強化法第19条は所有者と耕作者が1対1の契約です。農地中間管理事業法第19条の2は所有者と耕作者の間に中間管理機構、農地機構が入った契約です。2点目です。今のシステムに代わってからは、仕様が変更になったので、できません。以上です。

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。ないようですので、議案第30号「農用地利用集積計画の決定」について、92件は原案通り処理していくことといたします。

次に、議案第31号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より、議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） それでは、60ページをお開きください。議案第31号「非農地証明願」について、ご説明いたします。案件は1件です。

1番、飯山町西坂元・・・面積2.20㎡【議案読み上げ】

この申請地は、既に水路の一部として整備されていて、水路壁として利用されているものです。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題ないものと考えています。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第31号「非農地証明願」について、1件は、原案通り処理していくことといたします。

続いて、議案第32号「許可後の事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 61ページをお開きください。議案第32号「許可後の事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、今津町・・・面積747.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年5月19日、分譲住宅3棟の建設整備を図る計画で、農地法5条の許可を受けてい

ましたが、諸般の事情により、工期の延長申請を行うもので、当初計画の平成30年3月19日から令和3年3月18日までを、令和5年3月18日まで2年延長して、工事の完了を図りたいとの申請がありました。

以上、ご審議よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようですので、議案第32号「許可後の事業計画変更申請」について、1件につきましては、原案通り、処理していくことといたします。

続いて議案第33号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（大西良明君） 続いて、62ページをお開きください。議案第33号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請について」です。案件は1件です。

1番、飯山町東坂元・・・面積495.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成24年12月20日、申請地に住宅1棟の建築整備を図る計画で、農地法第5条の転用許可を受けていましたが、諸般の事情により、この度・・・が権利を承継し、5条申請を行うため、変更申請が提出されました。なお、本申請は、先ほどの議案第29号第17番で説明いたしました。以上ご審議、よろしくお願ひします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようですので、議案第33号「許可後の承継を伴う事業計画変更申請」について1件につきましては、原案通り、処理していくことといたします。

次に、報告事項に入ります。報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」、報告第12号「許可申請の取下願ひについて」、一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（大西良明君） それでは63ページをお開きください。報告第10号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。報告は2件です。

1番、津森町・・・合計面積4,628.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和3年3月25日、相続による農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、土器町東六丁目・・・合計面積1279.14㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和2年8月10日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋などの希望はありません。

続いて、64ページをお開きください。

報告第11号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は2件です。

1番、郡家町・・・面積1575.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の計設定をしていたのですが、労力不足のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

2番、垂水町・・・面積190.00㎡【議案読み上げ】

この件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたのですが、賃借人主導により離作補償なく合意解約をするものです。

65ページをお開きください。

報告第12号「許可申請の取下願いについて」です。報告は1件です。

1番、今津町・・・面積485.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に非農家の自己住宅1棟の建築整備を行う計画で、令和3年4月の第21号議案で、農地法第4条第1項の規定による許可申請をしていた案件ですが、申請内容の不備により、許可申請の取下願があったものです。なお、この案件につきましては、先ほどの議案29号農地法5条許可申請の第1番で説明したものになります。

報告は以上です。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項について、ご質問等ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ないようですので、報告事項を終わります。以上で、総会の議案審議並びに報告事項は全て終了しました。これをもって閉会といたします。長時間、お疲れ様でした。

●事務局長（小西裕幸君） 来月の定例農業委員会の開催日程についてお知らせします。6月18日金曜日、午前9時30分から本館201会議室、この会場で開催いたします。次に、現地調査について、お知らせします。農地転用等の締切日が6月4日金曜日になりますので、6月は8日の火曜日に現地調査を行います。関係委員には、7日に連絡いたしますので、予定を空けておいてください。

なお、この25日に、本島・広島での農地パトロールをお願いしている方につきましては、時間に遅れないように、丸亀港に集合してください。連絡は以上です。本日はどうもありがとうございました。

（午前11時5分終了）